

要望手続きについて[補足資料](福祉車両・就労支援車両)

(※1/7～2/7 ページは「補助方針」、3/7～7/7 ページは「交付要望書作成の手引き」の説明です)

2024年度 補助方針	
項目	注意事項の抜粋
手続きの流れ	<p>(P. 2) 3. 補助事業の手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望の手続きは、①と②となります。 ・④採否通知については、2024年3月下旬予定 → (P. 8) 16. 採否の通知 参照 <p>なお、2024年4月に事務手続説明会を実施する場合、交付決定通知は事務手続説明会でお渡しする予定です。</p> <p>→ (P. 8) 17. 補助事業事務手続説明会への出席 参照</p>
補助事業の実施期間	<p>(P. 3) 4. 補助事業の実施期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2024年4月1日から2025年3月31日までに事業を完了していることが原則となっておりますので、それまでに納品と検収を終わらせてください。
補助率と上限金額	<p>(P. 4) 補助事業の補助率と上限金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・※2 上限金額は、補助金額の上限金額です。 →車両（福祉車両・就労支援車両）においては、種類によって補助金上限額が設定されており、補助対象経費×補助率3/4＝補助金上限金額となります。
補助の対象者	<p>(P. 5) 7. 補助の対象者</p> <p>※補助要望申請する時に法人格を取得していることが条件となります。</p> <p>「(2)公益事業振興補助事業」の①「NPO 法人」、「一般財団法人」、「一般社団法人」、「公益財団法人」、「公益社団法人」、「社会福祉法人」「特別の法律に基づいて設立された法人」が対象となります。</p>
補助の対象外となる者	<p>(P. 6) 8. 補助の対象外となる者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 同一事業において国又は他の団体（他の公営競技や宝くじ、その他民間助成団体）から補助を受けている場合は、補助の対象外となります。 <ul style="list-style-type: none"> →例として、福祉車両を2024年度に1台整備する際、その購入資金に国又は他の団体（他の公営競技や宝くじ、その他民間助成団体）が含まれる場合は、同一事業に該当し補助要望はできません。ただし、2台購入を検討されておりそのうち1台をJKAに、もう1台を他の団体に申請する場合は、要望可能です。 (2) 直近2年間の2022年度、2023年度に本財団から福祉車両・就労支援車両の補助を受けた法人（ただし、車両の配備施設が異なる法人は除きます。）は要望できません。 (3) 自らのホームページ（SNSは除く）活動状況等を継続的に情報発信していない者

<p>交付条件</p>	<p>(P. 9) 18～21. 交付条件の記載 【採択された方は交付条件となります】</p> <p>18. 補助事業である旨の表示 →法人のホームページのトップ画面にリンクのバナー表示。※必須事項ですので、必ずご確認ください。</p> <p>19. 補助事業の実施内容及び成果の公表 →競輪・オートレースの補助事業であることの積極的な公表をお願いしております。 →事業の成果の公表（管理期間5年間）</p> <p>20. 補助事業の評価 →アンケート、ヒアリング、補助事業の成果に関する追跡調査等にご協力いただく場合があります。</p> <p>21. 情報公開の実施 →採択された場合、定款又は寄付行為、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書、役員名簿の情報公開を行うことを交付条件とします。</p>
<p>補助の対象となる事業</p>	<p>(P. 17) 補助の対象となる事業については</p> <p>5. 幸せに暮らせる社会を創るための活動及び車両・機器等の整備 →(1)「福祉車両・就労支援車両等の整備」とありますので対象となる事業を確認してください。</p>
<p>事業経費の基準</p>	<p>(P. 32～33) 補助事業の事業経費の基準</p> <p>IV. 福祉車両・就労支援車両の整備</p> <p>(1) 対象となる車両</p> <p>①道路交通法で「普通自動車」に分類される購入新車車両（自動車検査証に『自家用』と記載）が対象です。</p> <p>②社会福祉施設利用者の無償の輸送のために使用する車両が対象です。 →福祉タクシー等の営業ナンバー（緑ナンバー）を取得して行う事業は対象外です。</p> <p>③移送車1、2、3は、法定の社会福祉施設を有する法人に限り対象です。 →法定の社会福祉施設を有しない法人は、訪問入浴車、移送車4のみ要望可能です。</p> <p>④移送車1、2、4は燃料車とハイブリッド車のどちらかを選択できます。</p> <p>⑤就労支援車両は、※障害者総合支援法に基づく就労支援A型・B型、就労移行支援施設の利用者が使用する移動販売車両が対象です。 →人の輸送と物の運搬のみを目的とした車両は対象外です。 ※障害者支援法とは…「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」平成24年6月27日に公布され、平成25年4月1日に施行されました（一部を除く）</p> <p>(2) 対象となる経費</p> <p>①車両本体価格、特別装備、盗難防止装置（イモビライザー等）、カーナビ、ドライブレコーダー及びJKA指定の補助標識の表示に係わる経費が対象です。</p> <p>②補助車両の「補助標識」はJKA指定したデザインを必ず表示していただきます。</p> <p>③就労支援車両は、車両本体価格及び車両改造に伴う費用 改造に伴う費用とは…外装・内装、設備、調理器具、備品の購入費です。 器具・備品の詳細は、要望の手引きP49車両価格見積書（就労支援車両）をご確認ください。</p>

2024年度版 公益事業振興補助事業の交付要望書作成の手引き

要望申請にあたっての
注意事項

(P.1~2) 補助金交付要望の申請にあたっての注意事項

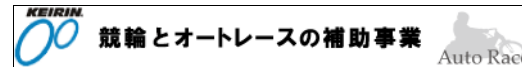
・要望の流れは **1 事業者登録** → **2 インターネット申請** → **3 書類の郵送 (簡易書留)** それぞれ**期限厳守**です。

1. 事業者登録・・・平成29年(2017年)度以降の補助事業において登録済の場合は不要です。
2. インターネット申請・・・「2024年度版 交付要望 ネット手続きガイド(詳細版)」を参照。
3. 書類の郵送・・・簡易書留で提出して下さい。(受理証明を発行しない為、配達状況については法人様にてご確認ください)
封筒の表面右上に朱書きでインターネット申請番号(24PD5602-〇〇〇で始まる番号)を記載して下さい。
書類は全て片面印刷とし、書類の紛失防止のためJIS規格の2つ穴を空け、**縦じ紐で綴じて下さい**。
補助事業により取得する物件を**リース契約**等で取得する場合は、補助の対象となりません。

(P.3) 福祉車両を要望する事業者の方は、あらかじめフローチャートで要望の対象になるか確認してください

【申請に必要な書類】

(P.4) 申請に必要な書類について



- ① 要望書類・・・「競輪とオートレースの補助事業」HPから2024年度下書きシートをダウンロードし、データを入力後、**事業者フロント**でアップロード⇒**確定すると作成される書類**です。⇒(P.14~18)
- ② 関連書類・・・「〇印」のある書類は必要な書類です。(該当書類はHPからダウンロードして取得してください)
- ③ 添付書類・・・紙ベースでのみ提出する書類です。
※「反社会的勢力でないことの誓約書」と「車両価格見積書」は、「JKA補助事業」HPの「補助申請について」からダウンロードしてください。
また、添付書類一覧表(P.23)にチェックを記入して添付してください。

1. 下書きシート
(基本情報)

・下書きシートは「**基本情報**」と「**事前計画**」の2種類があります。必ず**2024年度版**を使用して下さい。
HPよりダウンロード可能です。 ホーム⇒補助申請について⇒福祉車両・就労支援車両の整備
⇒2.申請の手順⇒「下書きシート」(zip)
<https://hojo.keirin-autorace.or.jp/shinsei/index.html>

(P.5~6) 基本情報

(P.10~12) 事前計画

【福祉車両と就労支援車両】の下書きシート記入方法を参照してください

3. 下書きシート「基本情報」について

- 1 発翰番号・・・入力不要です
- 2 本要望の発翰(発信)年月日・・・要望書類を発送する日をご入力ください。

2. 下書きシート
(事前計画)

17 以降の連絡先・・・実際に事務に携わる担当者の方(JKAからの問合せに対応できる方)の情報を入力してください。

(P.8) 補助事業名・事業コードについて

・システムで「基本情報」を入力する際に必要です。 交付要望 ネット手続ガイド P36 を参照してください。

事業者フロント にログイン⇒◎補助事業の選択⇒下書きシートのアップロード

◎補助事業の新規登録画面で目的の補助事業名

5. 幸せに暮らせる社会を創るための活動及び車両・機器等の整備

→(1) 福祉車両・就労支援車両等の等の整備 PD5603 を選び選択をクリックしてください

「事業経費表」でもこのコードを使用します。

※ 事業コードを間違えると修正ができません。 **全て最初から申請のやり直しが必要**となるのでご注意ください。

下書きシート「事前計画」について

・補助事業の審査はこの「事前計画」を基に行います。

・簡潔にわかりやすく、過不足なく情報を盛り込んでください。今回要望される事業の背景となる社会的課題および、ニーズを明確にご記入ください。

(P.10~12)

No.2 事業項目名・・・車両の種類と装備をご記入ください。

→福祉車両の例「移送車3 車いす仕様(リフト式)」

→就労支援車両の例「移動販売車やキッチンカー等」

6 補助対象経費総額・・・「事業経費表」P21~P22で該当する数字と一致していることを必ずご確認ください。

7 補助金交付要望額・・・ " (6と7は千円単位で記入してください)(例)100万円の場合:1,000千円。

8 種別・・・必ず(1)新規要望を選択してください

9~22・・・入力不要ですが、14委託事業と17委託調査の有無は「無し」を選択してください。

25~29・・・採択の審査に重要な項目ですので、簡潔で分かり易い内容を過不足なく記入してアップロードして下さい。

注意事項に記載があるように、印字可能な文字数制限があります。

そのため、印刷すると入力した文字全部が印刷されない場合があります。

これは、改行すると印字可能な文字数が実質減少するためです。

必ず、プレビュー版を印刷して、印刷範囲に収まっていることを確認してください。

27・・・事業内容は色のついていない例のとおりに入力してください。

30・・・(実施場所)車両を使用する施設の名称と住所を地番と過去2年(2022年度、2023年度)で福祉車両・就労支援車両のJKAの補助の実績がある場合は導入施設の施設名、住所を記載してください。

【過去に補助がある場合の書き方の例】

社会福祉法人CYCLEの〇〇苑 〇〇県〇〇市〇〇1-1-1

2022年度 福祉車両 〇〇〇荘 〇〇県〇〇市〇〇2-2-2

3. インターネットによる申請
でダウンロードできる申請
書類

Ⅲ 関連書類の作成につ
いて

1. 事業者の概要(3)
(収支決算・予算)

2. 補助事業の概要
(事業の実施予定表)

3. 補助事業の概要
(事業経費表)

(P. 14~18) インターネットによる申請で、ダウンロードできる申請書類

- ・ 要望書類は 事業者フロント から申請をして入力すると、見本の該当部分に入力した内容が反映されます。
- ・ 事前計画を入力し、「下書きシート」をアップロード(シートの送信)を行うところの完成した書類がダウンロードできるようになります。確認がとれたら表紙の※2は**登記された印**を押印してください。

(P. 19~) 関連書類について **ダウンロードフォーム** ⇒ 「競輪とオートレースの補助事業」HPよりダウンロードして作成してください。**事業者フロントでファイルを添付する書類**です。→ (P19~20, P21~22)

1. 事業者の概要 (収支決算・収支予算の概要)

法人の過去3年2020~2022の決算書(又は資金収支計算書)と2023年度の予算書から転記し作成してください。
法人格が社会福祉法人は貸借対照表の3. 正味財産の欄に、純資産の額を記入してください。
施設単位ではなく**法人全体**の決算書を記入してください。

P. 20 補助事業の概要 (事業の実施予定表) 2024年4月から一年間の事業スケジュールを作成してください。
表の例のとおり矢印→で「入札等(業者決定)、契約、納品・検収」のスケジュールをもれなくご記入ください。

P. 21~ 事業経費表・・・**全て税込み**で作成してください。

HPより該当書類をダウンロードして作成してください。「公益事業」を選択してください。
記入例と入力手順は、**福祉車両**はP21、**就労支援車両**はP22 に記載されているので手順どおりに作成してください。

※以下の記載内容については事業経費表作成後のチェック作業の際の確認用としてご覧下さい。

P. 21~22 ○「福祉車両の整備」、「就労支援車両の整備」

①~③の順で事業経費表を作成してください。

① 法人名を入力してください。

その際、法人格は(N)、(福)、(公財)等略称で記載してください。

② **福祉車両**は①種類、②特別装備、③排気量クラス、④補助対象経費をプルダウンから選択すると、補助金、自己負担金、補助対象経費が自動計算で出力されます。

就労支援車両は①種類、②キッチンカーまたは移動販売車、③排気量クラス、④補助対象経費をプルダウンから選択すると、補助金、自己負担金、補助対象経費が自動計算で出力されます。

③ 自己負担金の調達方法(手持ち資金、自己資金等)を入力してください。

見積書は(審査の参考資料)です。選択した金額が見積書金額と一致しなくても構いません。

IV 添付書類について

P. 23 **ダウンロードフォーム** → 「競輪とオートレースの補助事業」HPよりダウンロードして作成してください。

〔書式あり〕

トップページ⇒補助申請について⇒福祉車両・就労支援車両の整備⇒2. 申請の手順

⇒「関連書類」(zip)及び「添付書類」(zip)

<https://hojo.keirin-autorace.or.jp/shinsei/index.html>

「添付書類一覧表」の1～4は必須

- 1 反社会的勢力でないことの誓約書・・・ホームページよりダウンロード可能です。
印鑑は法務局に印鑑登録されているものをご使用ください。
受諾手続の際にご提出いただく予定の「印鑑証明書」と同じ印鑑で押印してください。
→ 同一事業の提出書類については、すべて同じご印鑑をご使用ください。
- 2 法人の履歴事項全部証明書（発行から3ヶ月以内の原本）
- 3 定款又は寄付行為
- 4 見積書(写)及びカタログまたはパンフレット・・・見積書は指定のフォーマットがありますので、ダウンロードしてください。

P. 27～29 **福祉車両・就労支援車両を要望する場合**

P25 ウ.に記載の【補助標識掲示例】のとおり、購入車両には必ず表示していただきます。「車両価格見積書」の

「補助標識価格」欄は一律95,000円としておりますが、実際の見積額とは異なります。

エ.に記載のとおり、盗難防止装置（イモビライザー等）は必ず取り付けてください。

見積書の「盗難防止装置」欄には、「標準装備」か「標準装備なし」にチェックを入れてください。（就労支援車両を除く）「標準装備なし」の場合は、純正部品を装備した金額を記載してください。

福祉車両・・・P. 27～28

「車両価格見積書」は、見積りを依頼する業者に直接記入してもらってください。会社名等押印も忘れずをお願いします。原本は法人で保存し、コピーを提出してください。

福祉車両の要望する種類にチェックを入れてください。

就労支援車両・・・P. 29

就労支援車両「車両価格見積書」は、各業者から見積もりをとったあと法人が金額を記入し合計を出してください。

要望する種類の**移動販売車**か**キッチンカー**のどちらかにを入れ、チェックを入れてください。

設備調理器具の例、備品の例はP29をご確認ください。

※要望書郵送の〆切日は**2023年12/8(金) PM17:00 必着**です。間に合うようにお送りください。

V 補助事業の評価について

P. 30~31

事業完了後に成果を評価しますので、自己評価のための事前計画を P32 の該当する記入例を参考に下書きシートに入力します。この内容は下書きシートをアップロードした後にダウンロードできる「事前計画/自己評価書 (3/5②)」の「達成目標」欄となります。

VI 実施内容及び成果の公表について

P. 33



ホームページでの公表は、必ず競輪又はオートレースの補助を受けたことが分かる表示をしてください。公表期間は5年間です。トップページの分かりやすい場所に表示してください。